

徳島県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和七年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4 1	徳島北灘	鳴門市北灘町折野字大川筋二 一二番二地先から 同 一四番二地先まで 二	一〇〇・〇	令和七年九月五日